

賠償責任保険 団体集金による保険料月払いに関する特約

目次

第1条（この特約の適用条件と保険料の払込方法）

第2条（保険料の払込み）

第3条（保険料不払の場合の保険金支払）

第4条（継続契約の保険料）

第5条（普通約款の適用除外）

第6条（準用規定）

第1条（この特約の適用条件と保険料の払込方法）

1 この特約は、お客様が保険料（この特約条項が付帯された場合の保険料をいいます。以下同様とします。）を団体集金により月払いで払い込むことについて合意がある場合に適用します。

2 第1項において、次に掲げる条件をいずれも満たしていなければなりません。

（1）団体が、弊社と保険料団体集金契約（以下「集金契約」といいます。）を締結し、集金契約に基づき保険料の集金ができる団体であること。

（2）お客様が、集金契約を締結した団体の所属員であること。

3 第2項（2）の所属員とは、団体に所属または団体を構成する社員、職員、組合員、会員等をいい、団体の代表者を含みます。

第2条（保険料の払込み）

1 お客様は、第1回目の保険料（以下「初回保険料」といいます。）として1ヶ月分を保険始期日までに、第2回目以降の保険料として保険始期日の1ヵ月後以降各月の保険始期日当日までに1ヶ月分を払い込まなければなりません。継続契約においても同様とします。

2 保険料の領収日は、お客様が団体へ払込みを行った日とします。

3 保険料の領収日と保険期間の初日が同一日の場合において、保険料の領収時刻より前に発生した事故による損害に対して、弊社は保険金をお支払いしません。

第3条（保険料不払の場合の保険金支払）

1 弊社は、お客様が、初回保険料を払い込むべき払込期日にその払込みを怠ったときは、初回保険料の払込み前の事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

2 弊社は、お客様が、第2回目以降の保険料を払い込むべき払込期日にその払込みを怠ったときは、第2回目以降の保険料の払込期日の属する月の保険始期日当日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

3 弊社は、第1項および第2項の規定にかかわらず、保険料を払い込むべき払込期日に払込みがない場合でも、お客様が、当該保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末（以下「保険料払込猶予期間」といいます。）までに当該保険料全額を払い込んだ場合、

もしくは、保険料払込猶予期間満了日の翌日以降において、当該保険料全額を支払うべき保険金の額から差し引いた場合には、保険金をお支払いします。

第4条（継続契約の保険料）

第1条（この特約の適用条件と保険料の払込方法）、第2条（保険料の払込み）および第3条（保険料不払の場合の保険金支払）の規定は、継続契約の保険料についても、これを適用します。

第5条（普通約款の適用除外）

普通約款第15条（保険料の払込方法）、普通約款第16条（保険料の払込み）、普通約款第17条（保険料不払の場合の保険金支払）の規定は適用しません。

第6条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。